

平成 23 年 6 月 7 日

情報連携の概念整理について

東京工業大学 大山永昭

- 1) 情報連携基盤及び第 3 者機関の設置に関しては、以下の点を十分に考慮すべきである。
  - 計画から実施に移る状況を考えると、「番号」（社会保障・税の共通番号）が優先されると予想される。個人情報の保護を重視することから、個人情報の連携は、法定調書等、明確な根拠がある事務処理に限定すると想定。この前提に立てば、目的、情報種別、情報保有機関名、情報の受け取り機関名等は、すべて明確に特定することができる。
  - したがって、番号法（仮称）では、利用の範囲と目的を限定し、その他の目的及び分野での利用を禁止することになる。
- 2) 「番号」においても、この「番号」をキーとした個人属性情報のマッチングを法的に例外なく全て禁止する（名寄せに用いることを禁止）との考えに則れば、法定手続きでも、情報連携基盤に記録されるリンクコード、ID コードを介して、情報連携を行うべきとの強い主張がある。
- 3) また、本人同意を前提とするオプトイン方式を採用すれば、符号（コード）の問題は解決されると思われるが、他方で、バックオフィス連携による事務の効率化や利便性の向上については、大きな障害になると危惧される。したがって、オプトイン方式を前提とすべきではない。
- 4) これらのことから残される論点は、“番号を用いた情報連携”に関して、正当な手続きに則った情報連携を可能にするという本来の目的から、議論の対象は情報連携の是非ではなく、番号を用いること、すなわちどのような番号なのかにフォーカスされる。
  - 「番号」（共通番号）とリンクコードは、情報保有機関でその対応表を有している。
  - ID コードは、情報連携基盤内でのみ用いられ、その運用組織は上記情報保有機関とは別と想定される。情報連携基盤内には、ID コードと可逆暗号用秘密鍵があり、すべてのリンクコードを発生させることは可能。ここで、可逆暗号あるいはテーブル方式を用いるか等については、連携基盤を利用する電文の総数やピーク等を勘案すべきであることから、システムの要求定義の策定過程において検討するものとする。
- 5) 目的を法的に限定（目的外利用の禁止、罰則の制定等を伴う法的な措置）しても、「番号」は民間を含む多数の組織で取り扱われる個人番号となることから、個人情報保護の強化が必須と考えられる。個人情報の脅威に対しては、法的及び技術的な対策がある。法的な対策は個人情報保護 WG で検討されていることから、ここでは技術的な対策について考察する。
  - 最も大きな脅威としては、「番号」を利用している異なる組織が、不当に個人の属性情報をマッチングすることである。
  - この脅威に対する技術的な対策を考える。マニュアルによる情報連携については、証跡管理を除くと、情報技術で防止することはできない。しかしながら、この証跡管理も紙や電話等による不当な行為に対しては、予防策でしかない。
  - 一方、情報システムのネットワークを介した連携による情報連携については、証跡管理を除くと、情報連携を行う組織内のシステムに、不当な連携を可能にするメッセージ交換ソフト

が存在しないこと（接続先が情報連携基盤以外は無くないこと）を確認することが考えられる。しかしながら、既存システムのうち、大規模かつ複雑なものについては、上記メッセージ交換ソフトが存在しないことを証明することは、きわめて困難であり、現実的ではないと思われる。

- さらに、現状のシステムの多くが、KWAN や LGWAN に接続されていることを考えると、上記の要求（不当な連携を可能にするメッセージ交換ソフトが存在しないことの確認）を満たすための現実的な方策は、無いのではないかと危惧される
- 6) したがって、情報連携をする場合には、連携される個人情報の種別や理由等を明確にするために、制度上、情報連携基盤を利用することを義務付ける必要がある。
- 7) 情報連携と情報収集の概念的な違いについて
- 情報連携とは、データベース（個人の属性情報を含むものをデータベースと称している）を有する情報保有機関が、他の情報保有機関が有するデータベースのうち特定の情報を必要とする際に、本人を一意に特定して新たに情報を取得することと定義する。
    - ◇ 情報連携の例としては、市町村が介護保険料等を算出する際に前住所地の所得情報を取得すること等があげられる。
  - 情報収集とは、情報保有機関が、自らのデータベースを構築するために、情報保有機関固有の権限を行使して、個人又は法人から新たに情報を取得することと定義する。
    - ◇ 情報収集の例としては、民間事業者が、税務当局等へ法令等に基づき、源泉徴収票など給与支払情報を提出することがあげられる。情報保有機関（行政機関、日本年金機構等）が給与支払者として、源泉徴収票などの情報を提出する場合も民間事業者と同様であることから、情報連携には該当しない。
    - ◇ また、情報収集の例として、税務当局等へ所得税の確定申告書や住民税の申告書など所得情報等を申告することがあげられる。所得税と住民税においては、所得税の確定申告書の提出が住民税の申告書の提出とみなされ、市町村による所得税に関する情報の閲覧が法定されていることから、確定申告データについては、国税・地方税それぞれの組織が直接取得しているものである。また、この確定申告データと一体となって付随する訂正情報や法定調書の情報についても、同様であることから、国税・地方税間の情報連携に該当しない。
    - ◇ さらに、法令等に基づき、介護保険料等の年金からの特別徴収のために行われる年金保険者から市町村への情報提供（通知）も、情報収集にあたる。一方、年金保険者が年金の支払のために金融機関に行う情報提供等は、本人が同意している依頼であり、情報連携には該当しない。
  - また、統計業務等の法定業務については、個人特定を要さないもので、上記情報連携や情報収集の概念には当たらない。
  - さらに、いわゆる捜査権に基づく行為は、ログを残すこと自体が不適切なため、情報連携基盤との関係は無いものとする。
- 8) 番号法への反映について
- 情報連携を実施する際には、本人を一意に特定する何らかの番号を介在して新たに情報を取

得することになる

- このような情報連携をする場合は、法定手続きであり、転居や本人からの申請・申告等のイベント発生に基づかない情報連携業務があるのかを**明確にする**必要がある。
  - ◇ 一般的に考えると、個人の属性情報を連携させる行為は、何らかのイベント発生に基づいていると推察される。
  - ◇ 例えば転居の場合、運転免許証やパスポート、さらには所有している自動車等の登録等、何処までの手続きをバックオフィス連携で行うかは、本人の意向確認が必要と考えられる。
- イベント発生に基づく一連の手続き（Business Process Flow）は、情報連携基盤の番号連携機能を用いることになるため、その流れと根拠を明確にするため、イベント発生事象の特定、手続きの種別およびそのシーケンス、手続きの流れと連携される情報の種別（情報実体を含まない）、進行状況等をコーディングし、認められた手続きのみが連携基盤にアクセスすることを可能とすることが有効である。
- これらのことから、バックオフィス連携は、ワンストップサービスの実現プロセスであると整理される。
- 一方、情報収集においても、手続きが行われたことの確認を可能とするため、関係する各情報保有機関が情報実体を含む詳細なログを記録管理することに加えて、情報連携基盤にログのサマリーを吐き出すことが有効と考えられる。

#### 9) Business process flow coding について

- フローコードは、各手続きに基づき、法令等の改正、新規施行等に対応するため、手続きの所管組織が作成する。
- この所管組織は、情報連携基盤の発展性を考えると多数になることが予想されるため、コーディング手法またはフォーマットを標準化し、コンフォーマンステストをパスした後に実装することが必要。
- 標準化にあたっては、一般的に承認された方法で行うことが望まれる。

#### 10) マイポータルについて

- マイポータルは、本人による情報の入出力が行われることから、情報保有機関の一つとして整理する。
- 情報連携基盤に残されるログは、コーディングされているため、その内容を本人が理解できるように、自然言語に変換することが必要である。
- 自然言語への変換（外国語への変換を含む）は、用語や表現振りの最適化を考えると、基本的に手続きを所管する組織がフローコードと共に作成すべきである。
- マイポータルの運営者は、モニター制度等と通して利用者の意見を反映させることが重要である。

以上